

## ◆2016 年度活動報告

2016 年 5 月に障害者総合支援法（以下、総合支援法）の改正案が成立した。改正内容は、①自立生活援助の新設、②就労定着支援の新設、③重度訪問介護の障害支援区分 6 の対象者において入院時も一定の支援を可能とすること、④65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度などの事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける、というものだが、施行は 2018 年 4 月 1 日からの報酬改定と合わせることにされ、具体的運用内容は 2017 年度の社会保障審議会（以下、社保審）で報酬改定の議論とともに検討されることとなった。

こうした動きに対し 7 月と 2 月に全国大行動の枠組みで厚労省交渉を行い、重度訪問介護の入院中の利用拡大の対象を、区分 6 に限定せず、重度訪問介護利用者全員にすることや介護保険優先原則の撤廃、難病の制限列举方式の見直しなどを求めた。とくに 2 月の厚労省交渉では、7 月 26 日に起きた相模原障害者殺傷事件の国と神奈川県それぞれの検証委員会の中間報告について、精神障害者の措置入院強化案（国）や、同じ場所・同じ規模でのやまゆり園建て替え方針案（県）への抗議を行った。

9 月の全国集会の地域生活分科会では「改正障害者総合支援法を読み解く～多様な障害者の視点から～」、12 月の政策論の分科会においては「障害者の地域移行の推進と地域生活支援の拡充に向けて～現状・課題を問い直す～」をテーマに議論した。

一方、厚労省の内部検討会として 2015 年度中に立ち上がった「新しい福祉サービスのあり方検討委員会」が更にメンバーを強化し『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』と改組し全省あがりの議論へと展開され始めた。これに対し、DPI 日本会議では 2015 年度終盤に支援法 PT を立ち上げ、次の総合支援法見直しの前に、当事者側からの政策提言を取りまとめるべく、テーマ毎に外部講師による勉強会を隔月で実施した。支援法 PT は 2016 年 10 月から 2 年間に渡り三菱財団の助成事業に認められ、2016 年度は障害分野の研究者や実践家のほか、厚労省からも講師を招き、学習会を重ねた。

## ◆2017 年度活動方針

権利条約の「他の者（障害のない人）との平等」、「社会モデル」、「インクルーシブ社会の構築」の視点から見て、障害者の地域生活支援について、今後の課題を整理し取り組む。

（１）障害者総合支援法（以下、総合支援法）の 2018 年 4 月改正にむけて次の点の是正を求めていく

- ① 重度訪問介護の入院中の利用可能な対象者は「障害支援区分 6」に限定せず、すべて認めること。また入院中の利用を可能にする趣旨と法文の限界を自治体に周知徹底すること。
- ② 65 歳になった高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用策については、共生型サービスの新設では問題解決にならない。重度訪問介護は、障害者特有の制度として認め、介護保険優先利用対象から明確に外すべきである。あわせて、介護保険併給者の国庫負担基準が激減する問題を早期に解消すること。

（２）総合支援法について、以下の課題を中心に、さらなる見直しの道筋を求めていく

- ① 重度訪問介護において行動障害のない人（行動関連項目 10 点未満）がいまだ対象外となっている。検討チームの設置など、この積み残し課題に取り組むこと。
- ② 難病や難治性疾患の人で支援を必要としていても、総合支援法の対象から漏れ続ける人がいる。総合支援法第 4 条の定義を障害者基本法の定義に改正すること。
- ③ 重度訪問介護の「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」は対象外とする省令は判断基準が非常にあいまいであり、過剰な規制・制限を課す自治体判断により、社会参加を妨げる社会的障壁になっているケースが多々ある。これは「他の者との平等」、「社会的障壁の除去に資する」といった権利条約やそれを受けた障害者基本法、総合支援法の規定からも問題があることから削除すること。
- ④ 通勤や就労（経済活動にかかる外出）についても、ヘルパーの利用を求める声は多い。パーソナルアシスタンスのあり方のひとつは、シームレスな利用であり、社会参加には不可欠である。また、支給決定の仕組みや、地域基盤整備および財源の議論も重要な積み残し課題である。このような総合支援法の積み残し課題は、2018 年の報酬単価改定およびその後の総合支援法の見直しにも通じる重要課題であることから、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会のような障害種別を超えた当事者が主体となった組織で検討する場を設けること。

（３）障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト

2018 年は報酬単価の改定の時期でもあり、本年度は報酬改定に関する議論や法律事項でない政省令なども含めたフォローアップが必要である。厚生労働省（以下、厚労省）は『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げ、障害、児童、高齢分野の縦割りを解消した全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を打ち出してきており、そこには

介護保険との統合も視野に含まれているものと考えられる。こうした厚労省の動きに対して DPI 日本会議は、障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト（以下、支援法 PT）を中心に、厚労省の構想に代わる「他の者との平等」を基礎とした障害者支援制度の固有性に基づく政策提言をしていかなければならない。本年度は、三菱財団の助成をいただき実施した外部講師による勉強会の蓄積をもとに具体的な提言のとりまとめを行う。